

大隅肝属広域事務組合概要



令和6年10月

大隅肝属広域事務組合

目 次

1	大隅肝属広域事務組合の概要	1
2	火葬事業の概要	6
3	介護認定審査会事業の概要	8
4	市町村審査会事業の概要	11
5	清掃事業の概要	14
6	大隅肝属広域事務組合同規約	20

1 大隅肝属広域事務組合の概要

(1) 設立の経緯

本組合は、火葬事業、介護事業、一般廃棄物処理事業を行ってきた3つの一部事務組合を統合し、発足した複合的一部事務組合である。

火葬事業は、昭和48年4月に設立した「大隅中部火葬場組合」が担い、昭和50年に供用開始した火葬施設の老朽化に伴う全面建替により、平成20年度に新装「きもつき苑」をオープンし火葬業務を行ってきた。

介護事業は、介護保険法に基づき、平成11年6月に「肝属地区介護保険組合」を設立し、医療・保健・福祉等の専門家による介護認定審査会を行い、平成18年度からは、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づく市町村審査会も開始され、福祉サービスにおける重要な責務を担ってきた。

一般廃棄物処理事業は、平成12年7月に「肝属地区一般廃棄物処理組合」を設立し、10年の歳月と紆余曲折を経て「肝属地区清掃センター」が建設され、平成20年度から構成市町における一般廃棄物の共同処理を行ってきた。

これらの3つの組合は、それぞれの事業を個々に運営してきたが、3事業が地域住民にとって重要で必要不可欠であることを踏まえて、広域的な事務事業の実施体制の強化と組織の効率化を図るため、平成21年4月1日に統合した。

○ 統合された一部事務組合

旧一部事務組合名	設立年月日
大隅中部火葬場組合	昭和48年4月13日
肝属地区介護保険組合	平成11年6月1日
肝属地区一般廃棄物処理組合	平成12年7月1日

(2) 設置根拠

地方自治法第284条第2項に基づく複合的一部事務組合

(3) 共同処理事務

① 火葬事務

「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年法律第48号）に基づく火葬場施設の設置及び管理運営に関する事務

② 介護認定審査会事務

「介護保険法」（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会の審査判定業務に関する事務

③ 市町村審査会事務

「障害者総合支援法」（平成17年法律第123号）の規定に基づく市町村審査会の審査判定業務に関する事務

④ 清掃事務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理及びこれに要する施設の設置及び管理運営に関する事務

(4) 構成市町及び人口

市町名	人口(人)	面積(k㎡)	人口密度	共同処理する事務【計：人口(人)】			
	(令和2年国調)	(令和2年国調)	(1k㎡当り)	(令和2年国調)	火葬	介護	障害
鹿屋市	101,096	448.15	225.6	○	○	○	○
垂水市	13,819	162.12	85.2	—	○	○	○
東串良町	6,237	27.78	224.5	○	○	○	○
錦江町	6,944	163.19	42.6	○	○	○	○
南大隅町	6,481	213.57	30.3	○	○	○	○
肝付町	14,227	308.10	46.2	○	○	○	○
全体計	148,804	1,322.91	112.5	1市4町	2市4町	2市4町	2市4町
				134,985	148,804	148,804	148,804

(5) 管理者等

管理者等	氏名	役職名
管理者	中西 茂	鹿屋市 市長
副管理者	原口 学	鹿屋市 副市長
会計管理者	剣持 里美	鹿屋市 会計管理者

(6) 組合議員

令和6年3月現在

市町名	氏名	市町役職名	任期	備考
鹿屋市	梶原 正憲	議員	令和4年5月19日～令和8年4月30日	
	市来 洋志	議員	令和4年5月19日～令和8年4月30日	
	岩松 近俊	議員	令和4年5月19日～令和8年4月30日	議長
垂水市	尾脇 雅弥	市長	令和5年1月27日～令和9年1月26日	
	前田 隆	議員	令和5年5月8日～令和9年4月29日	
	梅木 勇	議員	令和5年5月8日～令和9年4月29日	
東串良町	宮原 順	町長	令和6年3月5日～令和10年3月4日	
	西園 貞美	議員	令和5年5月1日～令和9年4月30日	副議長
	宮地 利雄	議員	令和5年5月1日～令和9年4月30日	
錦江町	新田 敏郎	町長	令和3年12月20日～令和7年12月19日	
	池田 行徳	議員	令和3年4月28日～令和7年4月23日	
	浪瀬 亮祐	議員	令和3年4月28日～令和7年4月23日	
南大隅町	石畑 博	町長	令和3年4月24日～令和7年4月23日	
	木佐貫 徳和	議員	令和3年4月28日～令和7年4月23日	
	後藤 道子	議員	令和3年4月28日～令和7年4月23日	
肝付町	永野 和行	町長	令和3年7月31日～令和7年7月30日	
	木村 實馬	議員	令和4年5月9日～令和8年4月30日	
	前田 美春	議員	令和4年5月9日～令和8年4月30日	

(7) 監査委員

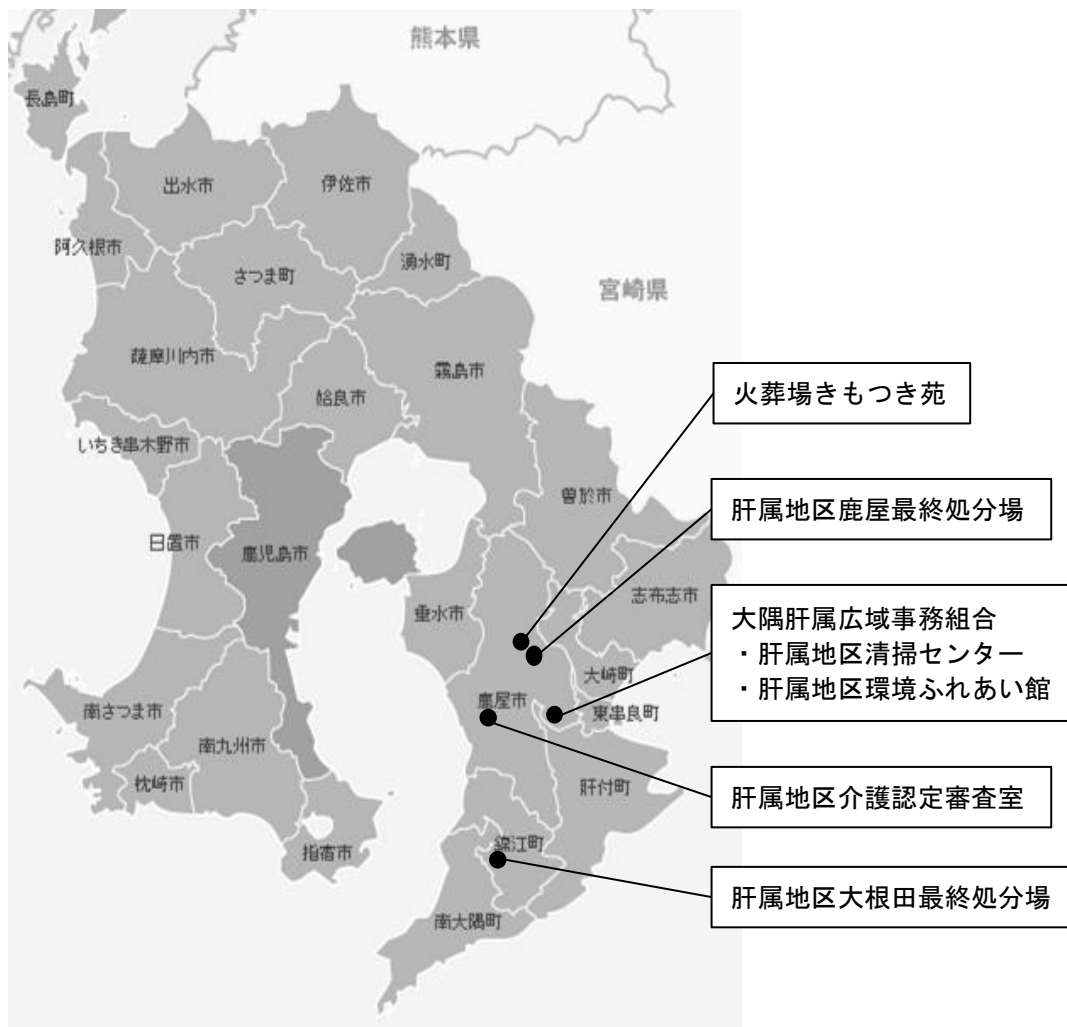
令和5年8月現在

市町名	役職名	氏名	任期
鹿屋市	識見委員	鈴木 勝一	令和3年4月1日～令和7年3月31日
垂水市	議会選出	梅木 勇	令和5年8月4日～令和9年4月29日

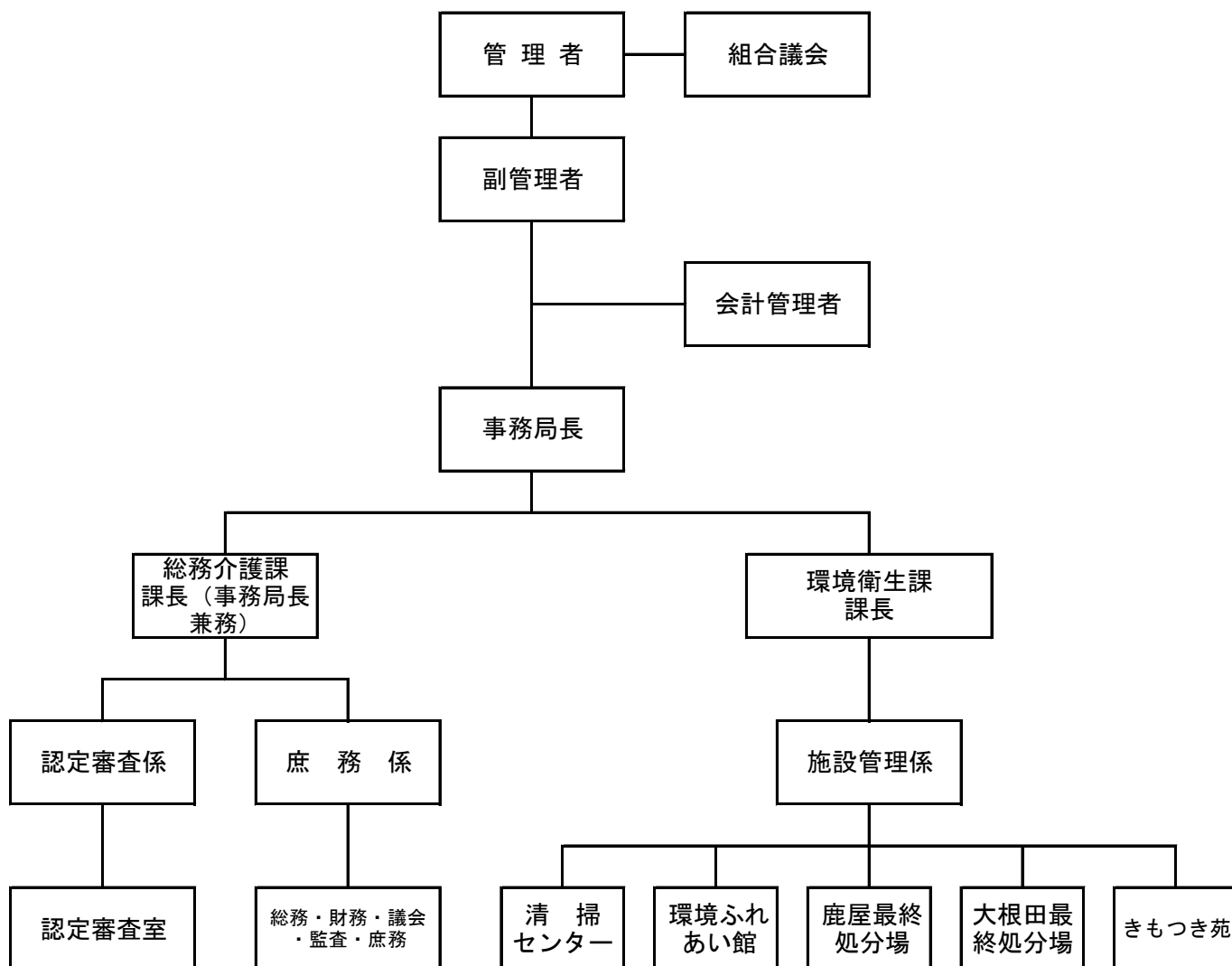
(8) 組合所管施設

施設名	施設区分	所在地	構成市町
火葬場 きもつき苑	火葬場	鹿屋市下高隈町 5999番地3	1市4町 (垂水市を除く。)
肝属地区 介護認定審査室	介護保険 障害者福祉	鹿屋市西原3丁目 7番39号	2市4町
肝属地区清掃センター (組合事務局)	熱回収施設 リサイクルセンター	鹿屋市串良町 下小原3893番地8	2市4町
肝属地区 環境ふれあい館	リサイクル工房 環境学習施設	鹿屋市串良町 下小原3893番地8	2市4町
肝属地区 鹿屋最終処分場	最終処分場	鹿屋市下高隈町 4319番地1	2市4町
肝属地区 大根田最終処分場	最終処分場	錦江町田代川原 2043番地	2市4町

施設位置図



(9) 大隅肝属広域事務組合 組織図



職員配置

職員 13 (派遣職員8・プロパー5)
会計年度任用職員 17 計 30

区	分	局長	課長	補佐	主幹	係長	主査	主任 主事	主事	主事 補	会計 年度 任用 職員	年 度 任 用 員 計	備	考
事務局(1)		1										1	総務介護課長兼務	
総務介護課(12)														
	庶務係			1			1		2		1	5		
	認定審査係				1		2				3	6		
環境衛生課(17)														
	施設管理係													
	清掃センター		1	1			2	1			6	11	(有資格者) 各施設技術管理者	
	環境ふれあい館										4	4		
	鹿屋最終処分場										1	1	(有資格者) 最終処分場技術管理者	
	大根田最終処分場										2	2	(有資格者) 最終処分場技術管理者	
	きもつき苑												(指定管理) R6~R11 高隈地区コミュニティ協議会	
計		1	1	2	1	0	5	1	2	0	17	30		

(10) 構成市町負担金

① 各事業負担金割合

事業名	負担内容	関係市町	負担金割合	実績使用年度及び割合等 (平成22年8月4日負担金条例改正後)
火葬事業	火葬場施設の設置及び管理運営に関する経費	鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	基本割 10%	鹿屋市11分の4、錦江町、南大隅町及び肝付町11分の2、東串良町11分の1
			人口割 40%	直近の国勢調査
			利用者割50%	前々年度の利用者数実績
介護認定審査会事業	介護認定審査会の審査判定業務に関する経費	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	基本割 20%	鹿屋市12分の4、錦江町、南大隅町及び肝付町12分の2、垂水市及び東串良町12分の1
			老年人口割 60%	直近の国勢調査による65歳以上
			財政割 10%	前々年度の基準財政需要額実績
			実績割 10%	前々年度の審査件数実績
市町村審査会事業	市町村審査会の審査判定業務に関する経費	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	基本割 20%	鹿屋市12分の4、錦江町、南大隅町及び肝付町12分の2、垂水市及び東串良町12分の1
			手帳所持者割 60%	前々年度3月31日現在
			財政割 10%	前々年度の基準財政需要額実績
			実績割 10%	前々年度の審査件数実績
清掃事業	廃棄物の処理及びこれに要する施設の設置及び管理運営に関する経費	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	基本割 10%	鹿屋市12分の4、錦江町、南大隅町及び肝付町12分の2、垂水市及び東串良町12分の1
			人口割 40%	直近の国勢調査
			実績割 50%	前々年度のごみ処理量実績 (※鹿屋最終処分場安定化事業 特別負担金は、H23年度末時点の埋立済量実績)
共通事業	共通経費	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	共通経費を除く負担金総額に占める各関係市町の負担金割合	左のとおり（垂水市は火葬事業を除く。）

② 普通交付税措置算入額

施設整備の財源として借入れた地方債（一般廃棄物処理事業債）に対し、国から各構成市町に交付される普通交付税算定に計上する金額

区分	備考
肝属地区清掃センター分	令和4年度終了
肝属地区大根田最終処分場分	令和3年度～20年間
肝属地区鹿屋最終処分場分	令和元年度終了

※令和3年度借入分（大根田最終処分場堰堤設置工事）については、少額のため、普通交付税算定基礎参考値として提示し、普通交付税措置額としては請求しないものとする。

③ 火葬特別負担金

火葬場建設に関して借り入れた、借入金の元利償還金に充てるため、令和4年度まで毎年度均等に関係市町が負担（令和4年度に精算）

（単位 千円）

関係市町	基本割（10%）		人口割（40%）		利用者割（50%）		負担金額 （3年度まで）	令和4年度 負担金額
	割合	金額	人口	金額	利用者	金額		
鹿屋市	4/11	2,738	106,208	21,107	1,009	22,571	47,466	46,416
東串良町	1/11	685	7,122		105	2,349	4,549	4,450
錦江町	2/11	1,369	10,015	1,991	158	3,535	7,051	6,895
南大隅町	2/11	1,369	9,897	1,967	158	3,535	7,026	6,871
肝付町	2/11	1,369	18,307	3,638	253	5,659	10,908	10,666
合計	11/11	7,530	151,549	28,703	1,683	37,649	77,000	75,298

※「人口」は平成17年度国勢調査人口とする。

※「利用者」は平成14年度から平成18年度までの平均年間利用者数とする。

2 火葬事業の概要

(1) 施設の概要

① 施設概要

区 分	概 要
名 称	火葬場きもつき苑
所 在 地	鹿屋市下高隈町5999番地 3
敷 地 面 積	20,232.01㎡
建 物 構 造 等	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 2階建

② 火葬設備

区 分	概 要
火 葬 炉	7基 + 1基増設スペース(使用燃料 灯油)
冷 却 前 室	
主燃焼炉・再燃焼炉設備	向流再燃方式、ダイオキシン類除去構造
集 じ ん 装 置	バグフィルター 4基 (2炉1系列)
排 気 設 備	強制排気方式(2炉1系列)・排ガス冷却方式

③ 建築本体

区 分	延床面積	
本 体 建 物 延 床 面 積	1階部分	3,081.98㎡
	2階部分	569.67㎡ (機械室)
	合 計	3,651.65㎡
火 葬 棟	エントランスホール	2,015.36㎡
	炉前ホール	
	告別室 2室	
	収骨室 2室	
	炉室	
	機械室 (2階)	
待 合 棟	待合ホール (60名)	1,636.29㎡
	待合室 6室 (1室約70名)	
	予備室 1室	

④ 附属建物

- 1) 霊灰塔 2) 四阿

⑤ 駐車場

普通自動車 60台 + 身障者用 6台
バ ス 9台

⑥ 総事業費

用地・補償費	6, 168千円
基本設計	14, 175千円
地質調査	4, 305千円
実施設計(建物、設備)	28, 980千円
工事監理(建物、設備)	17, 779千円
造成工事	48, 930千円
建築工事(火葬棟、待合棟)	746, 328千円
設備工事(電気、空調、給排水)	390, 369千円
火葬炉設備工事	251, 475千円
外構・造園外工事	190, 400千円
解体工事	15, 441千円
屋外設備工事	7, 088千円
備品購入費	25, 795千円
(火葬場建設業務支援委託)	31, 260千円
総計	1, 778, 493千円

(2) 施設建設の経過

平成12年度	火葬場建替計画を承認
平成13年度	特別負担金の積立開始 6年間 (建設費積立)
平成16年度	基本構想策定
平成17年度	基本設計
平成18年度	地質調査、造成工事、実施設計、火葬炉設備工事発注
平成19年度	建築本体、建築設備、外構・造園工事
平成20年度	供用開始 (4月1日) 旧施設解体・外構・造園工事、四阿・霊灰塔工事

(3) 使用料の状況

(単位 円)

区分		改正前 (H3. 10. 1)	改正後 (H20. 4. 1)
管内	大人	10,000	20,000
	小人	9,000	18,000
	その他	8,000	16,000
管外	大人	30,000	45,000
	小人	25,000	37,000
	その他	20,000	30,000

(4) 火葬の状況

① 過去5年間の利用者の状況

年度	件数	うち構成市町外	1日最大火葬実績
令和元年度	2,201	80	13
令和2年度	2,142	69	13
令和3年度	2,319	61	14
令和4年度	2,517	60	16
令和5年度	2,475	68	14

3 介護認定審査会事業の概要

(1) 業務内容（介護保険法に基づく認定審査判定に係る二次判定業務）

構成市町からの審査判定依頼を受け、「基本調査（一次判定）」と「特記事項」及び「主治医意見書」等に基づき、保健・医療・福祉の3部門の学識経験者で構成する介護認定審査会（合議体）が、審査対象者について介護サービスの必要度を判定する。

(2) 施設概要

区 分	概 要
名 称	肝属地区介護認定審査室
所 在 地	鹿屋市西原3丁目7番39号
所 有 形 態	賃貸借
所 有 者	公益社団法人 鹿屋市医師会

(3) 電算システム

＜介護認定システム＞ 平成23年10月1日本稼働
 システム名 「アイラビット」
 メーカー名 正興ITソリューション株式会社

(4) 介護認定審査会概要

① 審査会関係

審査会場	3会場（肝属地区介護認定審査室）										
総判定件数	令和元年度	令和2年度			令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	10,695件	8,079件			8,206件		8,162件		9,828件		
審査会開催方法	対面審査	対面・書面・リモート審査			書面・リモート審査		書面・リモート審査		対面・書面・リモート審査		
審査会開催回数	381回	313回			323回		323回		389回		
内訳（審査会開催方法）	対面	対面	書面	リモート	書面	リモート	書面	リモート	対面	書面	リモート
内訳（回数）	381回	47回	265回	1回	210回	113回	157回	166回	104回	24回	261回
平均1合議体判定件数	28.0件	25.8件			25.4件		25.3件		25.3件		
平均審査時間	1時間～1時間30分										
審査会事務従事者	1審査会に1～2人										
合議体数	40合議体	40合議体			40合議体		40合議体		39合議体		
審査委員数	120人	120人			120人		120人		117人		
審査会開催時間	昼間は午後3時から、夜間は午後7時から										
審査会	昼間は火・水・木曜日、夜間は火・水・木・金曜日に開催										
審査資料配付	審査会予定日の1週間前に配布										
合議体の組替え	1年に1回										
会議録	ICレコーダーによる録音		ICレコーダーによる録音、ZOOMによる録画								
委員の報酬	合議体長		16,500円								
	その他の委員		15,000円								
	費用弁償		組合条例による								
	審査会以外の職務		6,000円								

※令和2年5月から新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から審査会は、通常の対面式から、書面又はリモートでの審査会とした。

※新型コロナの5類移行を受け、令和5年6月より対面・リモートでの審査会とした。

② 介護認定審査会委員の職種別内訳

職種		R1	R2	R3	R4	R5	R6
1	医師	40人	40人	40人	40人	39人	39人
2	歯科医師	6人	6人	6人	6人	6人	6人
3	薬剤師	9人	9人	9人	9人	8人	8人
4	保健師	2人	2人	2人	2人	0人	0人
5	看護師	10人	10人	10人	10人	12人	12人
6	理学療法士	8人	8人	8人	8人	8人	8人
7	作業療法士	7人	7人	7人	7人	7人	7人
8	社会福祉士	10人	10人	10人	10人	10人	10人
9	介護福祉士	5人	5人	5人	5人	5人	5人
10	柔道整復師	2人	2人	2人	2人	2人	2人
11	その他	21人	21人	21人	21人	20人	20人
計		120人	120人	120人	120人	117人	117人

(県「介護認定審査会委員数等調べ」報告数値)

(5) 介護認定審査会状況

① 審査判定状況

1) 審査判定件数

(単位 件)

年度	新規	更新	区分変更	合計
R1	2,293	7,506	896	10,695
R2	2,275	4,796	981	8,052
R3	2,496	4,622	1,088	8,206
R4	2,386	4,631	1,145	8,162
R5	2,529	6,202	1,097	9,828

2) 令和5年度 審査判定件数の構成市町内訳

(単位 件)

市町名	新規	更新	区分変更	合計	構成比(%)
鹿屋市	1,424	3,548	633	5,605	57.0%
垂水市	304	661	130	1,095	11.1%
東串良町	127	297	49	473	4.8%
錦江町	151	380	77	608	6.2%
南大隅町	182	455	66	703	7.2%
肝付町	341	861	142	1,344	13.7%
合計	2,529	6,202	1,097	9,828	100.0%

② 各年度介護度別判定結果

(単位 件)

年度	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R1	82	1,258	1,353	2,344	1,727	1,391	1,515	1,025	10,695
	0.8%	11.8%	12.7%	21.9%	16.1%	13.0%	14.1%	9.6%	100.0%
R2	89	977	953	1,889	1,280	1,011	1,144	709	8,052
	1.1%	12.1%	11.8%	23.5%	15.9%	12.6%	14.2%	8.8%	100.0%
R3	95	1,023	1,051	1,740	1,222	1,004	1,282	789	8,206
	1.2%	12.5%	12.8%	21.2%	14.9%	12.2%	15.6%	9.6%	100.0%
R4	106	940	981	1,792	1,176	1,028	1,270	869	8,162
	1.3%	11.5%	12.0%	22.0%	14.4%	12.6%	15.6%	10.6%	100.0%
R5	91	999	1,115	2,098	1,521	1,260	1,647	1,097	9,828
	0.9%	10.2%	11.3%	21.3%	15.5%	12.8%	16.8%	11.2%	100.0%

③ 令和5年度 構成市町の介護度別判定結果

(単位 件)

市町名	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
鹿屋市	35	475	695	1,149	931	707	966	647	5,605
	0.6%	8.5%	12.4%	20.5%	16.6%	12.6%	17.2%	11.6%	100.0%
垂水市	6	130	106	281	139	150	179	104	1,095
	0.5%	11.9%	9.7%	25.7%	12.7%	13.7%	16.3%	9.5%	100.0%
東串良町	5	48	40	103	68	73	74	62	473
	1.1%	10.1%	8.5%	21.8%	14.4%	15.4%	15.6%	13.1%	100.0%
錦江町	9	76	35	112	97	82	121	76	608
	1.5%	12.5%	5.8%	18.4%	15.9%	13.5%	19.9%	12.5%	100.0%
南大隅町	14	95	85	170	87	82	89	81	703
	2.0%	13.5%	12.1%	24.2%	12.4%	11.7%	12.6%	11.5%	100.0%
肝付町	22	175	154	283	199	166	218	127	1,344
	1.6%	13.0%	11.5%	21.1%	14.8%	12.4%	16.2%	9.4%	100.0%
合計	91	999	1,115	2,098	1,521	1,260	1,647	1,097	9,828
	0.9%	10.2%	11.3%	21.3%	15.5%	12.8%	16.8%	11.2%	100.0%

④ 令和5年度 二次判定での変更状況

(単位 件)

	二次判定								合計		
	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
次判定	非該当	91	40	1	10					142	1.4%
	要支援1		959	2	30					991	10.1%
	要支援2			1,023	85					1,108	11.3%
	要介護1			89	1,973	27				2,089	21.3%
	要介護2					1,494	29			1,523	15.5%
	要介護3						1,231	39	1	1,271	12.9%
	要介護4							1,608	33	1,641	16.7%
	要介護5								1,063	1,063	10.8%
	合計	91	999	1,115	2,098	1,521	1,260	1,647	1,097	9,828	100.0%
	0.9%	10.2%	11.3%	21.3%	15.5%	12.8%	16.8%	11.2%			

4 市町村審査会事業の概要

- (1) 業務内容 (障害者総合支援法に基づく審査判定に係る二次判定業務)
《平成18年8月開始》

構成市町村からの審査判定依頼を受け、「市町村審査会資料」と「特記事項」及び「医師意見書」等に基づき、障害保健福祉の学識経験者で構成する市町村審査会(合議体)が、審査対象者についての審査及び判定を行い、また市町村の支給要件に当たり意見を述べる。

- (2) 施設概要
介護事業の概要と同じ

- (3) 電算システム

＜障害支援区分認定システム＞
障害支援区分判定等ソフト2014(厚生労働省提供)
平成25年4月稼働

- (4) 市町村審査会概要

① 審査会関係

審査会場	1会場(肝属地区介護認定審査室)				
審査会開催方法	対面審査	対面・書面・リモート審査(※1)			リモート審査(※2)
総判定件数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	406件	442件	389件	445件	480件
審査会開催回数	13回	13回 対面1回 書面12回	14回 書面のみ	15回 書面14回 リモート1回	13回 書面2回 リモート11回
平均1合議体判定件数	31.2件	34.0件	27.8件	29.7件	36.9件
平均審査時間	1時間～2時間(※対面時・リモート時)				
審査会事務従事者	1審査会に2人	1審査会に1人			
合議体数	4合議体	4合議体	4合議体	4合議体	4合議体
審査委員数	20人	20人	20人	20人	20人
審査会開催時間	午後3時から(※対面時・リモート時)				
審査会	月に1～2回				
審査資料配付	審査会予定日の1週間前に配布				
合議体の組替え	2年に1回				
会議録	ICレコーダーによる録音(対面時)・ZOOM録画(リモート時)				
委員の報酬	合議体長	16,500円			
	その他の委員	15,000円			
	費用弁償	組合条例による			
	審査会以外の職務	6,000円			

※1 令和2年5月から新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から審査会は、通常の対面式審査から書面又はリモートでの審査会とした。

※2 令和5年6月より書面審査からリモートでの審査会とした。

② 市町村審査会委員の職種別内訳

職種		R1	R2	R3	R4	R5	R6
1	医師	4人	4人	5人	5人	5人	5人
2	保健師	3人	3人	2人	2人	2人	2人
3	看護師	3人	3人	2人	2人	2人	2人
4	理学療法士	2人	2人	2人	2人	2人	2人
5	作業療法士	2人	2人	2人	2人	2人	2人
6	社会福祉士	1人	1人	1人	1人	1人	1人
7	言語聴覚士						
8	精神保健福祉士	1人	1人	2人	2人	2人	2人
9	その他	4人	4人	4人	4人	4人	4人
計		20人	20人	20人	20人	20人	20人

(5) 市町村審査会判定状況

① 審査判定状況

1) 審査判定件数

(単位 件)

年度	新規	更新	区分変更	合計
R1	89	312	5	406
R2	77	360	5	442
R3	90	293	6	389
R4	96	345	4	445
R5	110	361	9	480

2) 令和5年度 審査判定件数の構成市町内訳

(単位 件)

市町名	新規	更新	区分変更	合計	構成比率
鹿屋市	80	224	5	309	64.4%
垂水市	4	31	2	37	7.7%
東串良町	9	10	0	19	4.0%
錦江町	2	35	1	38	7.9%
南大隅町	8	28	1	37	7.7%
肝付町	7	33	0	40	8.3%
合計	110	361	9	480	100.0%

② 各年度区分別審査判定結果

(単位 件)

年度	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	再調査	合計
R1		10	102	84	74	60	76		406
		2.5%	25.1%	20.7%	18.2%	14.8%	18.7%		100.0%
R2		12	66	57	89	70	148		442
		2.7%	14.9%	12.9%	20.1%	15.9%	33.5%		100.0%
R3		5	74	84	81	62	83		389
		1.3%	19.0%	21.6%	20.8%	16.0%	21.3%		100.0%
R4		3	65	95	107	81	94		445
		0.7%	14.6%	21.4%	24.0%	18.2%	21.1%		100.0%
R5		6	50	96	97	69	162		480
		1.3%	10.4%	20.0%	20.2%	14.4%	33.7%		100.0%

③ 令和5年度構成市町の区分別審査判定結果

(単位 件)

市町名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
鹿屋市	0	2	24	62	71	38	112	309
		0.7%	7.8%	20.0%	23.0%	12.3%	36.2%	100.0%
垂水市	0	2	4	8	8	4	11	37
		5.4%	10.8%	21.6%	21.6%	10.8%	29.8%	100.0%
東串良町	0	0	2	7	1	4	5	19
			10.5%	36.8%	5.3%	21.1%	26.3%	100.0%
錦江町	0	0	6	4	4	11	13	38
			15.8%	10.5%	10.5%	29.0%	34.2%	100.0%
南大隅町	0	2	10	7	5	4	9	37
		5.4%	27.1%	18.9%	13.5%	10.8%	24.3%	100.0%
肝付町	0	0	4	8	8	8	12	40
			10.0%	20.0%	20.0%	20.0%	30.0%	100.0%
合計	0	6	50	96	97	69	162	480
	0.0%	1.3%	10.4%	20.0%	20.2%	14.4%	33.7%	100.0%

④ 令和5年度 二次判定での変更状況

(単位 件)

	二次判定	二次判定						合計		
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
一 次 判 定	非該当									
	区分1		6	1					7	1.5%
	区分2			49	2				51	10.6%
	区分3				94	2			96	20.0%
	区分4					94	4		98	20.4%
	区分5					1	65	6	72	15.0%
	区分6							156	156	32.5%
	合計		6	50	96	97	69	162	480	100.0%
		1.3%	10.4%	20.0%	20.2%	14.4%	33.7%	100.0%		

5 清掃事業の概要

(1) 施設の概要（一般廃棄物処理施設関係）

① 肝属地区清掃センター（熱回収施設及びリサイクルセンター）

区 分	概 要	
敷地面積	全体 76,000㎡ センター部分 39,000㎡	
工場棟	延面積 15,344.5㎡ 地下1階地上5階 煙突59m ストックヤード、スラグストックヤード、車庫、計量棟	
熱回収施設	規 模	128トン/日・24h 64トン × 2炉
	方 式	流動床式ガス化溶融炉
	余熱利用	発 電 2,500kwh 温水供給 場内、場外（温泉施設）
リサイクルセンター	規 模	17.1トン/日・5h
	方 式	不燃・不燃性粗大ごみ破碎選別処理
事業費（一括発注）	7,929,600千円（リサイクル工房を含む。）	
発注先	日立造船株式会社	
工 期	平成17年度～19年度（3年）	
試 運 転	平成19年12月～平成20年3月	
供用開始	平成20年4月1日	

② 肝属地区環境ふれあい館（リサイクル工房、環境学習施設）

区 分	概 要
延 面 積	995㎡
研 修 室	第1研修室、第2研修室
研 修 工 房	研修工房（1）～（3） パッチワーク、エコクッキング、石けん、紙すき等 研修工房（4） 自転車等の修理
展示スペース	展示ホール 修理後の家具・自転車、衣類、図書等 各種啓発コーナー
そ の 他	事務所 ※隣接する「串良さくら温泉」と渡り廊下で往来可能

1) 総事業費（肝属地区清掃センター及び肝属地区環境ふれあい館）

環境影響調査及び評価業務	45,150千円
ごみ処理施設整備基本計画等策定	6,712千円
用地・補償費	203,330千円
測量調査	15,093千円
物件調査・不動産鑑定	4,755千円
見積仕様書作成・検討業務	76,440千円
工事監理（施工監理）	86,320千円
町道改良（委託）	97,578千円
造成工事	315,080千円
北側排水路工事	10,500千円
周辺整備工事（外構等）	75,325千円
熱回収施設及びリサイクルセンター工事	7,929,600千円
電気工事負担金	25,064千円
余熱利用施設設計	23,048千円
余熱利用施設施工監理	8,001千円
余熱利用施設工事	501,795千円
施設建設技術指導業務	64,513千円
施設運営関係技術支援業務	14,350千円
その他（土壌調査・外構工事設計等）	2,029千円
総計	9,504,683千円

2) 施設建設の経過（肝属地区清掃センター及び肝属地区環境ふれあい館）

平成11年度	広域による施設建設を承認
平成12年度	肝属地区一般廃棄物処理組合設立
平成14年度	施設建設場所（串良町）決定
	環境影響調査開始（平成15年度まで）
平成15年度	見積仕様書等作成
平成16年度	測量調査・用地購入
平成17年度	造成工事、道路改良等工事、施設本体工事入札・発注
平成18年度	施設本体工事着手（平成19年度まで）
平成19年度	余熱利用施設工事、外構工事
平成20年度	供用開始（4月1日）

③ 管理型最終処分場（埋立処分場）

区 分	概 要
肝属地区鹿屋最終処分場 敷地面積 148,000㎡	
埋立地面積	31,330㎡
埋立容量	246,000㎡
埋立物	飛灰、粉碎不適物、不燃残さ、し尿焼却灰等
浸出水処理能力	280トン／日（既設利用）
供用開始	平成10年度
備 考	鹿屋市が整備した処分場をH20.4から組合が引き継ぐ
肝属地区大根田最終処分場 敷地面積 56,400㎡	
埋立地面積	9,868㎡
埋立容量	69,700㎡
埋立物	飛灰、粉碎不適物、不燃残さ、し尿焼却灰等
浸出水処理能力	60トン／日
供用開始	平成14年度
備 考	大根田衛生管理組合が整備した処分場をH20.4から組合が引き継ぐ



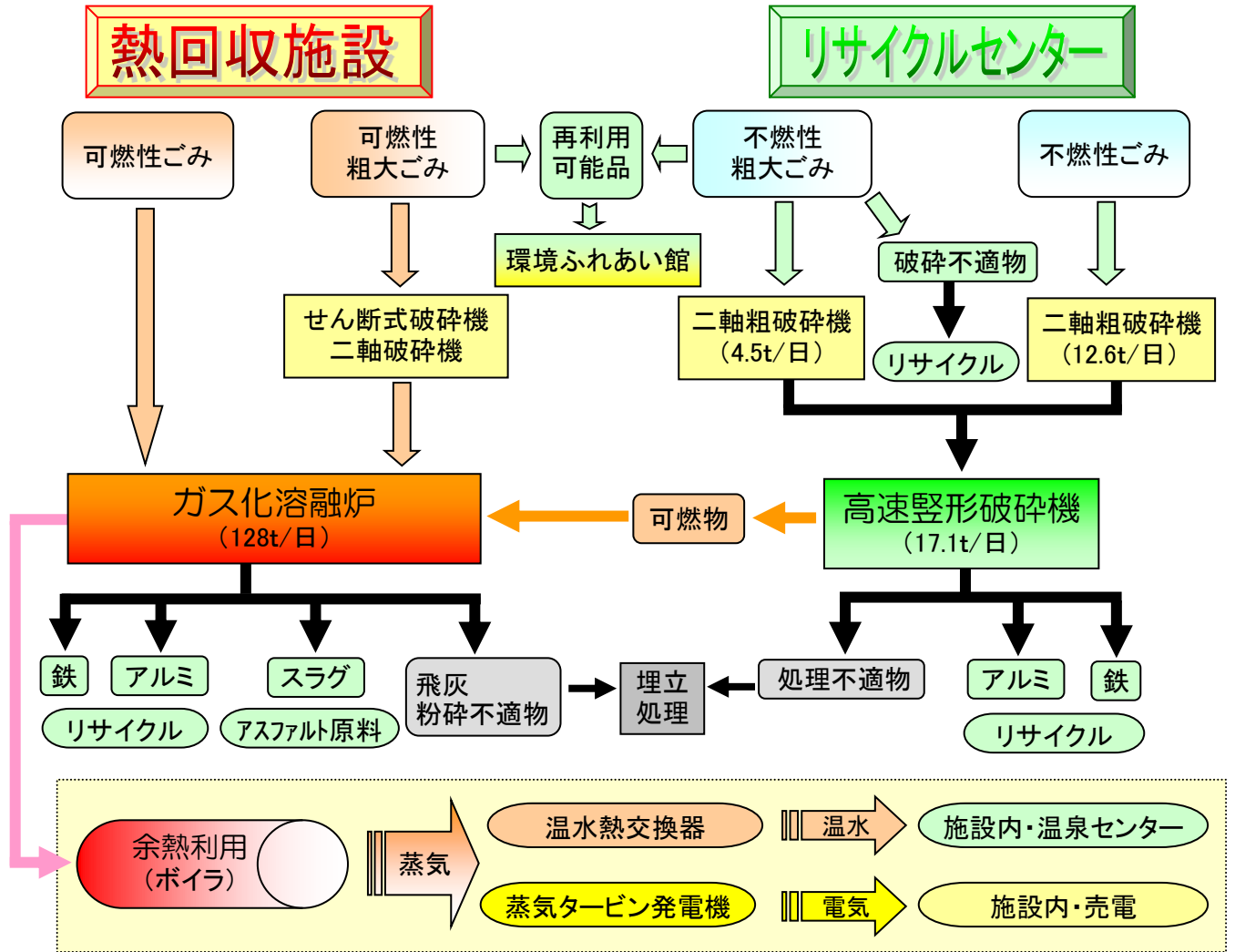
環境ふれあい館



再生品の展示状況

(2) ごみ処理フロー

肝属地区清掃センター ごみ処理フロー



(3) 環境衛生課所管施設（ごみ処理施設）の運営状況

		総括・管理		環境衛生課					
		肝属地区清掃センター (焼却施設+リサイクルセンター)		環境ふれあい館		鹿屋最終処分場		大根田最終処分場	
運営	委託	運営	直営	運営	直営	運営	直営	運営	直営
委託先	日立造船(株)	職員	会計年度任用職員4人	職員	職員(兼1) 会計年度任用職員1人	職員	職員(兼1) 会計年度任用職員2人	職員	職員(兼1) 会計年度任用職員2人
職員	委託職員40人	業務内容	再生利用品の補修等 各種講座実施 再利用品の受付等 その他関連業務	業務内容	埋立処分 水処理業務 その他関連業務	業務内容	埋立処分 水処理業務 その他関連業務	業務内容	埋立処分 水処理業務 その他関連業務
		受付・計量業務							
運営	直営								
職員	会計年度任用職員5人								
業務内容	受付 計量 手数料徴収 その他関連業務								

串良さくら温泉利用者数（鹿屋市保健福祉部 健康増進課所管施設）
(単位 人)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	144,143	150,478	142,937	164,632	138,908	134,100	142,205	182,043
1日当たり	423	444	416	481	410	413	417	532

(4) 各市町ごみ搬入量

(単位 トン)

市町名	令和4年度					令和5年度								
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	総量	割合	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	総量	割合				
鹿屋市	25,352	不燃ごみ	838	可燃性	1,847	28,491	72.79%	24,149	不燃ごみ	738	可燃性	1,763	27,250	72.59%
		し尿カス	149	不燃性	305				し尿カス	146	不燃性	454		
		計	987	計	2,152				計	884	計	2,217		
垂水市	2,287	不燃ごみ	62	可燃性	144	2,505	6.40%	2,142	不燃ごみ	68	可燃性	202	2,422	6.45%
		し尿カス	8	不燃性	4				し尿カス	8	不燃性	2		
		計	70	計	148				計	76	計	204		
東串良町	1,548	不燃ごみ	71	可燃性	258	1,912	4.88%	1,423	不燃ごみ	58	可燃性	236	1,764	4.70%
		し尿カス	10	不燃性	25				し尿カス	9	不燃性	38		
		計	81	計	283				計	67	計	274		
錦江町	883	不燃ごみ	57	可燃性	79	1,047	2.68%	835	不燃ごみ	54	可燃性	86	1,012	2.69%
		し尿カス	7	不燃性	21				し尿カス	7	不燃性	30		
		計	64	計	100				計	61	計	116		
南大隅町	836	不燃ごみ	12	可燃性	93	966	2.47%	809	不燃ごみ	12	可燃性	99	949	2.53%
		し尿カス	7	不燃性	18				し尿カス	7	不燃性	22		
		計	19	計	111				計	19	計	121		
肝付町	3,528	不燃ごみ	166	可燃性	452	4,221	10.78%	3,468	不燃ごみ	143	可燃性	432	4,145	11.04%
		し尿カス	26	不燃性	49				し尿カス	24	不燃性	78		
		計	192	計	501				計	167	計	510		
計	34,434	不燃ごみ	1,206	可燃性	2,873	39,142	100.00%	32,826	不燃ごみ	1,073	可燃性	2,818	37,542	100.00%
		し尿カス	207	不燃性	422				し尿カス	201	不燃性	624		
		計	1,413	計	3,295				計	1,274	計	3,442		

(5) ごみの処理の実績

① 焼却処理 (熱回収施設)

(単位 トン)

令和4年度			令和5年度		
焼却量			焼却量		
1号炉	2号炉	計	1号炉	2号炉	計
19,273	18,972	38,245	18,561	18,821	37,382

② 破碎処理 (リサイクルセンター)

(単位 トン)

令和4年度			令和5年度		
不燃ごみ	粗大ごみ	計	不燃ごみ	粗大ごみ	計
1,206	422	1,628	1,073	624	1,697

③ 埋立処分 (最終処分場)

(単位 トン)

令和4年度				令和5年度			
熱回収施設		リサイクルセンター	計	熱回収施設		リサイクルセンター	計
粉碎不適物	飛灰処理物	不燃残さ		粉碎不適物	飛灰処理物	不燃残さ	
317	1,563	1,023	2,903	351	1,488	891	2,730

(6) 資源化の実績

① 発電量等

令和4年度				令和5年度			
電力 (kwh)				電力 (kwh)			
発電量	買電量	売電量	消費量	発電量	買電量	売電量	消費量
13,402,030	847,306	4,126,733	10,122,603	13,072,610	1,086,216	4,051,939	10,106,887

② 売電料金

(単位 円)

令和4年度				令和5年度			
九州電力	新電力	さくら温泉	計	九州電力	新電力	さくら温泉	計
42,654,433	16,242,568	10,135,103	69,032,104	39,294,585	37,461,297	8,542,040	85,297,922

※九州電力への売電単価 18.70円/KW
 ※新電力への売電平均単価 8.80円/KW

※九州電力への売電単価 18.70円/KW
 ※新電力への売電平均単価 8.80円/KW

③ 資源化物量及び売払額

(単位 トン・円)

令和4年度				令和5年度			
施設区分	品目	量	金額	施設区分	品目	量	金額
リサイクルセンター	鉄	222	6,437,266	リサイクルセンター	鉄	213	6,163,445
	アルミ	17	2,539,130		アルミ	8	1,333,640
	破碎不適物	261	1,183,101		破碎不適物	285	1,096,747
	銅線	9	2,241,041		銅線	11	2,891,240
	小計	509	12,400,538		小計	517	11,485,072
熱回収施設	鉄	123	135,135	熱回収施設	鉄	115	126,038
	アルミ	14	15,807		アルミ	13	14,454
	スラグ	1,489	98,259		スラグ	1,073	70,788
	小計	1,626	249,201		小計	1,201	211,280
大根田最終処分場	スチール混合	5	99,220	大根田最終処分場	スチール混合	10	221,100
	小計	5	99,220		小計	10	221,100
合計		2,140	12,748,959	合計		1,728	11,917,452

※金額の差は売却時の時価による。

(7) 各施設の搬入量及び手数料

(単位 kg・円)

令和4年度								
区分	肝属地区清掃センター		鹿屋最終処分場		大根田最終処分場		計	
	量	手数料	量	手数料	量	手数料	量	手数料
個人(現金)	4,173,310	33,386,800	0	0	8,880	71,040	4,182,190	33,457,840
事業系(現金)	680,650	5,445,200	0	0	1,830	14,640	682,480	5,459,840
事業系(後納)	10,662,700	85,301,600	0	0	206,540	1,652,320	10,869,240	86,953,920
直営・委託	23,014,480	0	0	0	65,950	0	23,080,430	0
奉仕・ボランティア	22,880	0	0	0	0	0	22,880	0
災害ごみ	283,670	0	0	0	16,950	0	300,620	0
不法投棄	3,670	0	0	0	0	0	3,670	0
計	38,841,360	124,133,600	0	0	300,150	1,738,000	39,141,510	125,871,600
令和5年度								
区分	肝属地区清掃センター		鹿屋最終処分場		大根田最終処分場		計	
	量	手数料	量	手数料	量	手数料	量	手数料
個人(現金)	4,246,810	33,974,400	0	0	11,690	93,520	4,258,500	34,067,920
事業系(現金)	642,270	5,138,160	0	0	0	0	642,270	5,138,160
事業系(後納)	10,516,930	84,135,520	0	0	200,790	1,606,320	10,717,720	85,741,840
直営・委託	21,470,600	0	0	0	70,950	0	21,541,550	0
奉仕・ボランティア	22,740	0	0	0	0	0	22,740	0
災害ごみ	348,540	0	0	0	7,360	0	355,900	0
不法投棄	3,520	0	0	0	0	0	3,520	0
計	37,251,410	123,248,080	0	0	290,790	1,699,840	37,542,200	124,947,920

※最終処分場の事業系(後納)は、し尿の処理カス

(8) 使用済み乾電池・蛍光灯の処理委託実績

(単位 kg・円)

品目	令和4年度			令和5年度		
	量	処理委託料	委託先	量	処理委託料	委託先
蛍光灯	9,066	1,376,218	(株)ジェイ・リライツ	13,726	2,159,099	(株)ジェイ・リライツ
乾電池	50,648	3,903,746	(株)ジェイ・リライツ	49,506	4,084,245	(株)ジェイ・リライツ
計	59,714	5,279,964		63,232	6,243,344	

6 大隅肝属広域事務組合規約

○大隅肝属広域事務組合規約

平成21年3月2日
指令市町村第88号

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）という。

(組織する地方公共団体)

第2条 組合は、鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	構成市町
1 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく火葬場施設の設置及び管理運営に関する事務	鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
2 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会の審査判定業務に関する事務	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく市町村審査会の審査判定業務に関する事務	
4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理及びこれに要する施設の設置及び管理運営に関する事務	

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、鹿屋市串良町下小原3893番地8に置く。

第2章 組合の議会

(議会の議員の定数)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、18人とする。

(関係市町の議員の選出区分及び選挙の方法)

第6条 関係市町から選出される組合議員の数は、関係市町から各3人とする。

2 前項の組合議員のうち、鹿屋市から選出される組合議員は、鹿屋市の議会において選挙された議員をもって充てるものとし、関係市町のうち鹿屋市を除く市町（以下「鹿屋市以外の市町」という。）から選出される組合議員は、当該市町の長及び当該市町の議会において選挙された当該市町の議員をもって充てる。

3 鹿屋市以外の市町の長に事故あるとき、又は欠けたときは、当該市町の長の職務代理者が組合議員としての職務を代理する。

4 関係市町の議会において選挙された当該市町の議員（以下「議会選出の組合議員」という。）に欠員を生じたときは、当該市町の議会は直ちにその補欠選挙を行わなければならない。

5 前3項の規定により鹿屋市以外の市町の長が組合議員に就任したとき（職務代理者を置いた場合を含む。）、又は議会選出の組合議員の選挙が終わったときは、当該関係市町の長は、直ちにその結果を管理者及び議長に通知しなければならない。

(議員の任期及び失職)

第7条 組合議員の任期は、組合議員の属する当該関係市町の議員又は当該鹿屋市以外の市町の長の任期による。

2 組合議員が当該関係市町議会の議員又は当該鹿屋市以外の市町の長の職を失ったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者)

第9条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、鹿屋市長をもって充て、その任期は、当該市長の任期による。

(副管理者及び会計管理者)

第10条 組合に副管理者及び会計管理者を置く。

2 副管理者は、鹿屋市の副市長をもって充て、その任期は、当該副市長の任期による。

3 会計管理者は、鹿屋市の会計管理者をもって充てる。

(事務局の設置及び職員)

第11条 組合の事務を処理するため事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員の定数及び選任の方法)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員の中から各1人を選任する。

(監査委員の任期)

第13条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任された者にあつては4年とし、組合議員の中から選任された者にあつては、組合議員の任期による。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、関係市町の負担金、その他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の負担金の負担割合は、条例で定める。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、組合の議会の議決を経て、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(事務の承継)

2 組合は、平成21年4月1日から解散する大隅中部火葬場組合及び肝属地区介護保険組合の事務を承継する。

(経過措置)

3 この規約の施行の日の前日において肝属地区一般廃棄物処理組合の議会の議員及び監査委員であった者は、この規約の施行の日にその職を失う。

4 この規約の施行の際、現に各関係市町の議会において組合の議会の予定議員に選出されている者は、この規約の施行の日において第6条第2項の規定により組合議員に選挙されたものとみなす。

附 則 (平成25年3月12日指令市町村第14号)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。



串良さくら温泉

肝属地区清掃センターから送られる温水を活用した温泉施設

大隅肝属広域事務組合
〒893-1604
鹿屋市串良町下小原3893番地8
(肝属地区清掃センター内)
TEL 0994-63-0168 FAX 0994-63-7714